

熊本県農林水産業協同組合等検査実施要綱

第1 趣旨

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条の規定により組合等に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、熊本県農林水産業協同組合等検査規程（平成19年熊本県訓令第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 この要綱において「組合等」とは、次に掲げるものの総称をいう。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- (2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- (3) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会
- (4) 農業協同組合法第11条の19第1項第4号に規定する共済代理店並びに同法第93条第2項に規定する子会社等及び信用事業受託者
- (5) 森林組合法第110条第2項に規定する子会社等
- (6) 水産業協同組合法第15条の4第1項第4号に規定する共済代理店並びに同法第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者

第3 検査の種類

検査をその法的根拠、検査実施範囲、検査実施場所、検査手続の適用方法、検査実施機関及び検査実施方法により、次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

- (1) 請求検査
農業協同組合法第94条第1項、森林組合法第111条第1項及び水産業協同組合法第123条第1項に規定する組合員又は会員の請求による検査
- (2) 認定検査
農業協同組合法第94条第2項、森林組合法第111条第2項及び水産業協同組合法第123条第2項に規定する法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査
- (3) 随時検査
農業協同組合法第94条第3項、森林組合法第111条第3項及び水産業協同組合法第123条第3項に規定する組合等の事業の健全な運営を確保するために、行政庁が必要があると認めるときに行う検査
- (4) 常例検査
農業協同組合法第94条第4項、森林組合法第111条第4項及び水産業協同組合法第123条第4項に規定する毎年1回を常例として行う検査
- (5) 子会社検査

農業協同組合法第94条第5項、森林組合法第111条第5項及び水産業協同組合法第123条第5項に規定する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会及び水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において、当該組合等の子会社等又は子法人等の検査が必要であると認めるときに行う検査

(6) 共済代理店検査

農業協同組合法第94条第5項に規定する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法第123条第5項に規定する水産業協同組合（漁業生産組合を除く）の業務又は会計の状況を検査する場合において、当該組合の共済代理店の検査が必要であると認めるときに行う検査

(7) 信用事業受託者検査

農業協同組合法第94条第5項及び水産業協同組合法第123条第5項に規定する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において、当該組合の信用事業受託者の検査が必要であると認めるときに行う検査

(8) 要請検査

農業協同組合法第98条第1項及び水産業協同組合法第127条第1項に規定する信用事業又は共済事業を行う組合に関して、知事が要請し、かつ主務大臣が必要と認めるときに行う検査

2 検査実施範囲による分類

(1) 全面検査

検査対象組合等の全部門について行う検査

(2) 部分検査

あらかじめ特定した事業又は知事が命じた職員（以下「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

(3) 特別検査

随時検査のうち、信用事業又は共済事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち一定の要件を備えたものを対象として、特定の部門（貸出部門、余裕金運用部門、財産運用部門）について行う検査

(4) 事後確認検査

認定検査、随時検査又は常例検査を実施した組合等を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

3 検査実施場所による分類

(1) 臨検検査（実地検査）

検査対象組合等の事務所、事業所等に臨検して行う検査

(2) 書面検査

検査対象組合等の事務所、事業所等に臨検することなく、書面の提出を求め、当該

書面により行う検査。ただし、書面検査のみによる検査は、法による検査とはみなさない。

4 検査手続の適用方法による分類

(1) 試査による検査

検査の期間中に記録の一部分を検査して全体を類推し結論を下す検査

(2) 精査による検査

検査対象組合等の業務及び会計について全ての記録をみる検査

5 検査実施機関による分類

(1) 単独検査

検査実施機関が単独で行う検査

(2) 連携検査

農林水産省と県が協力し、連携して行う検査

(3) 共同検査（3者）

農林水産省、金融庁（九州財務局）及び県が共同して行う検査

(4) 共同検査（2者）

農林水産省と県が共同して行う検査

6 検査実施方法による分類

(1) 即時検査

現物の検査に引き続き他の部分について行う検査

(2) 隔時検査

現物の検査後、日を隔てて行う検査

第4 検査の目的

1 検査の趣旨

検査は、検査権に基づく実態検討を基礎として、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を推進し、農林水産業の健全な発展に資することを本旨とする。

2 検査の視点

(1) 合法性

定款、規約、諸規程等の整備状況及び法令、定款、規約、諸規程等の遵守状況を検討する。

(2) 合目的性

農業協同組合法第8条、森林組合法第4条及び水産業協同組合法第4条並びに組合等の定款等組合等が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

(3) 合理性

業務及び会計が経済性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

3 検討すべき事項

- (1) 組織制度の状況
- (2) 経営の状況
- (3) 財務の状況
- (4) 業務の状況

第5 検査の方法

1 検査方針、検査重点事項及び年間検査計画の策定

農業協同組合法第94条第3項、第4項及び第5項、森林組合法第111条第3項、第4項及び第5項並びに水産業協同組合法第123条第3項、第4項及び第5項の規定に基づく組合等の検査を実施するため、検査方針、検査重点事項及び年間検査計画を次のとおり策定するものとする。

(1) 検査方針

国が定める検査方針に準拠しつつ、本県の組合の実態に即して本県における検査方針を定める。

(2) 検査重点事項

国が定める統一検査事項に準拠しつつ、組合等の種別や本県における組合等の経営実態及び最近の検査結果等を踏まえ、当該年度において重点的に検証を行う事項を定めることにより、検査対象組合に共通する課題や組合ごとの重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検証を実施するとともに、組合ごとのガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の課題の的確な指摘とその本質的な改善につなげる。

(3) 年間検査計画

国が定める検査周期に準拠しつつ、検査実績や組合の経営課題を勘案して検査対象組合等を選定し、年間検査計画を策定する。

2 検査の実施

(1) 計画的検査の実施

検査は、1(3)の年間検査計画に基づいて行う。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合等の構成員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

(2) 複数の検査員による検査の原則

ア 複数による検査の原則

検査を実施するに当たっては、複数の検査員によることとする。ただし、検査対象組合等の支所、出張所等の出先機関を検査する場合は、この限りでない。

イ 検査責任者の選定

2人以上の検査員に検査を行わせる場合には、その1人を当該検査の責任者として選定するものとする。

(3) 検査責任者への指示

1(2)の検査重点事項その他留意すべき事項についての検査の徹底を図るため、

団体支援課長は、検査責任者に必要な指示を与えるものとする。

(4) 検査通知書の交付及び検査員証の携行

検査員は、検査に際して、理事その他の責任者に対して当該検査に係る検査通知書を交付するとともに、熊本県農林水産業協同組合等検査員証を携行しなければならない。

(5) 検査証拠の究明

検査員及び補助員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足る基礎を得るまで検査を実施しなければならない。

3 検査結果についての意見聴取

検査員は、検査を終了するに際して、検査によって明らかになった事項について、役員等から意見を聴取し、検査結果をより正確なものとするよう努めるものとする。

4 現地講評

検査終了に際しては、被検査組合等関係者に無用の不安を与えることなく、かつ、直ちに必要事項の改善に着手できるよう、原則として現地で全ての理事等に対し、検査結果の概要を口頭により講評を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第6 検査の事後処理

1 検査結果の報告

検査職員は、検査終了後、速やかに報告書を作成し、知事に報告するものとする。検査報告書の作成に当たっては、検査を通じて得た所見、検査において検討した事項等を記載し、検査の状況が明確となるよう留意する必要がある。

2 検査書の交付

(1) 検査書交付の目的

検査書の交付は、検査の結果明らかにされた組合等の実態及び改善方策を組合等の運営の当事者が十分理解し、速やかにその欠陥を是正し、組合等の活動の進展にまい進しようとする熱意を助長するために行う。

(2) 検査書の交付

知事は、検査の結果法令の違反又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項につき、検査書の交付を行う。

第7 指導担当部署との連携

1 指導担当部署との連携

検査の実施に当たっては、指導担当部署の担当者を交えた事前検討会を実施する等により、指導監督面から見た課題等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。

2 指摘事項の改善確保

検査で明らかになった事項については、組合等に対する個別指導の実を挙げるため、

速やかに指導担当部署に通知するとともに、指導担当部署との連携のもと、期日を定めて農業協同組合法第93条、森林組合法第110条及び水産業協同組合法第122条に基づく報告の徴求又はそれに準じた報告徴求を行い、事後指導に万全を期するものとする。

3 検査関係書類の提出について

森林組合及び生産森林組合については、林業行政と密接に関係するため、検査関係書類の提出については所管地域振興局を経由して提出を求めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 熊本県農業協同組合検査実施要綱と熊本県森林組合検査実施要項は、平成19年4月1日付けをもって廃止する。

附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。